

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部署の名称	所在地		商号または名称	住所								
1	事務室の借上げ(北太平洋漁業委員会事務局運営のため)	支出負担行為担当官 水産庁長官 本川 一善	東京都千代田区霞が関1-2-1	H26.1.20	国立大学法人 東京海洋大学	東京都港区港南4-5-7	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	829,920	-	-	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約に該当するため	①ロ	-
2	翻訳料(食品中の放射性物質に関する資料)	支出負担行為担当官 水産庁長官 本川一善	東京都千代田区霞が関1-2-1	H26.2.18	株式会社ホンヤク社	東京都港区海岸1-15-1	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	-	1,470,000	-	-	本件翻訳業務については、2月13日、農林水産省内において、翻訳する必要が生じたものであり、業務の都合上、納期を3月7日とする必要があり、競争の手続きを行い契約をすると納期まで間に合わないため	③イ	-
3	和賀中部農業水利事業 左岸導水幹線水路工事に係る土地売買代金	分任支出負担行為担当官 東北農政局和賀中部農業水利事業所長 太田勝也	岩手県北上市和賀町長沼6-131-1	H26.1.27	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共工事を施工する際の権利の取得及び損失補償等に対する契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者と契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものであるため	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
4	仙台東災害復旧関連区画整理事業 七郷5-2ブロック区画整理工事に係る電気工作物移転補償金	分任支出負担行為担当官 東北農政局仙台東区画整理事業所長 赤倉正弘	仙台市宮城野区五輪1-3-20	H26.2.5	東北電力株式会社 宮城支店	仙台市青葉区中央4-6-1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業を施工する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
5	中津山農業水利事業 後谷地排水機場建設工事に伴う電気工作物移転補償金	分任支出負担行為担当官 東北農政局中津山農業水利事業所長 松澤 智亮	宮城県石巻市相野谷字飯野川町159-1	H26.2.12	東北電力株式会社 宮城支店	仙台市青葉区中央4-6-1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業を施工する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
6	中津山農業水利事業 鶴家排水機場建設工事に伴う電気工作物移転補償金	分任支出負担行為担当官 東北農政局中津山農業水利事業所長 松澤 智亮	宮城県石巻市相野谷字飯野川町159-1	H26.2.18	東北電力株式会社 宮城支店	仙台市青葉区中央4-6-1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業を施工する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
7	和賀中部農業水利事業 夏油頭首工(その3)工事に伴う損失補償金	分任支出負担行為担当官 東北農政局和賀中部農業水利事業所長 太田 勝也	岩手県北上市和賀町長沼6-131-1	H26.2.28	東北電力株式会社 岩手支店	岩手県盛岡市紺屋町1-25	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共工事を施工する際の権利の取得及び損失補償等に対する契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者と契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものであるため	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
8	仙台東特定災害復旧事業 高砂南部排水機場工事に係る 土地使用補償金	分任支出負担行為担当 官 東北農政局仙台東 土地改良建設事業所長 赤倉正弘	仙台市宮城野 区五輪1-3-20	H26.3.11	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4 項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業を施工する際の権利の取 得及び損失補償等に対して契約を行 うものであり、工事に必要となる土地 等の権利者との契約となることから、 場所及び契約相手方が限定されるも のである。	①口に準ずると認めら れるもの(財務省に個 別に協議し認められた もの)	-
9	横手西部農業水利事業 吉 田幹線排水路工事に係る農 業補償金	分任支出負担行為担当 官 東北農政局平鹿平 野農業水利事業所長 大澤 賢修	秋田県横手市 大屋新町字大 平99-39	H26.3.26	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4 項(用地補償)	-	-	-	-	公共工事を施工する際の権利の取 得及び損失補償等に対する契約を 行うものであり、工事に必要となる土 地等の権利者と契約となることから、 場所及び契約相手方が限定されるも のであるため	①口に準ずると認めら れるもの(財務省に個 別に協議し認められた もの)	-
10	亘理山元特定災害復旧事業 吉田導水路他工事に係る土 地使用補償金	分任支出負担行為担当 官 東北農政局仙台東 土地改良建設事業所長 赤倉正弘	仙台市宮城野 区五輪1-3-20	H26.3.31	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4 項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業を施工する際の権利の取 得及び損失補償等に対して契約を行 うものであり、工事に必要となる土地 等の権利者との契約となることから、 場所及び契約相手方が限定されるも のである。	①口に準ずると認めら れるもの(財務省に個 別に協議し認められた もの)	-
11	末端用水路その10工事(六 区その1)に係る区分地上権 設定対価 一式	分任支出負担行為担当 官 関東農政局北総中央 農業水利事業所長野道 彰一	千葉県八街市 八街に456-1	H26.1.21	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4 項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う区分地上権を 行うもので、工事に必要となる契約 であり、場所及び契約相手方が特定さ れるものであるため、随意契約を行う ものである	①口に準ずると認めら れるもの(財務省に個 別に協議し認められた もの)	-
12	中信平二期農業水利事業 右岸上段幹線改修その3工 事に係る土地取得代金 一式	支出負担行為担当官 関東農政局長 藤本 潔	埼玉県さいたま 市中央区新都 心2-1さいたま 新都心合同庁 舎2号館	H26.1.21	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4 項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う補償に関して 契約を行うもので、工事に必要となる 契約であり、場所及び契約相手方が 特定されるものであるため、随意契 約を行うものである。	①口に準ずると認めら れるもの(財務省に個 別に協議し認められた もの)	-
13	中信平二期農業水利事業 右岸幹線の区分地上権設定 に係る対価補償金 一式	分任支出負担行為担当 官 関東農政局中信平 二期農業水利事業所長 江上 博司	長野県松本市 大字島立2167- 5	H26.2.10	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4 項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う補償に関して 契約を行うもので、工事に必要となる 契約であり、場所及び契約相手方が 特定されるものであるため、随意契 約を行うものである。	①口に準ずると認めら れるもの(財務省に個 別に協議し認められた もの)	-
14	大井川用水(二期)農業水利 事業島田25号水路工事施設 用地に係る土地取得代金	分任支出負担行為担当 官 関東農政局大井川 用水農業水利事業所長 松井 俊英	島田市中央町 30-1	H26.2.12	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4 項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に 関して契約を行うもので、工事に必 要となる契約であり、場所及び契約 相手方が特定されるものであるた め、随意契約を行うものである。	①口に準ずると認めら れるもの(財務省に個 別に協議し認められた もの)	-

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
15	大井川用水(二期)農業水利事業島田25号水路工事施設用地に係る土地取得代金	分任支出負担行為担当官 関東農政局大井川用水農業水利事業所長 松井 俊英	島田市中央町30-1	H26.3.12	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
16	国営造成水利施設保全対策推進事業 両総地区 西部幹線用水路に係る地役権設定対価一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所長 安楽 敏	千葉県柏市根戸471-65	H26.3.18	総武カントリークラブ株式会社	東京都港区高輪1-3-13	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
17	荒又洪水調整池工事に伴う用地取得	支出負担行為担当官 北陸農政局長 齊藤 政満	石川県金沢市広坂2-2-60	H26.1.30	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
18	荒又洪水調整池工事に伴う用地取得	支出負担行為担当官 北陸農政局長 齊藤 政満	石川県金沢市広坂2-2-60	H26.1.30	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
19	荒又洪水調整池工事の施行に伴う用地取得代金	分任支出負担行為担当官 北陸農政局庄川左岸農地防災事業所長 大羽 泉	富山県砺波市幸町8番20号	H26.2.4	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
20	新濃尾(二期)地区宮田導水路改修工事に伴う土地売買代金	分任支出負担行為担当官 東海農政局新濃尾農地防災事業所長 國安 法夫	愛知県一宮市八幡5丁目1番14号	H26.1.24	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業を施行する際の土地の取得に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
21	西濃用水第二期地区西部幹線水路垂井サイホン建設工事に伴う事業損失補償(1式)	分任支出負担行為担当官 東海農政局西濃用水第二期農業水利事業所長 堤 寛治	岐阜県大垣市藤江町二丁目128番地	H26.2.28	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
22	西濃用水第二期地区岡島頭首工工事に伴う土地使用補償(1式)	分任支出負担行為担当官 東海農政局西濃用水第二期農業水利事業所長 堤 寛治	岐阜県大垣市藤江町二丁目128番地	H26.2.28	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
23	西濃用水第二期地区岡島頭首工工事に伴う土地使用補償(1式)	分任支出負担行為担当官 東海農政局西濃用水第二期農業水利事業所長 堤 寛治	岐阜県大垣市藤江町二丁目128番地	H26.2.28	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
24	10～12月分事務所維持管理費(大和紀伊平野)	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 尾崎明久	奈良県橿原市城殿町459番地	H26.1.31	大和平野土地改良区	奈良県橿原市城殿町459番地	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	1,883,179	1,883,179	100.0%	-	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借に付随する分担保であるため随意契約を行うものである。	①口	-
25	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野山田ダム水路(左岸)尼寺工区その1改修工事に伴う土地取得対価相当額補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 尾崎明久	奈良県橿原市城殿町459番地	H26.2.18	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
26	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野山田ダム水路(左岸)尼寺工区その1改修工事に伴う土地取得対価相当額補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 尾崎明久	奈良県橿原市城殿町459番地	H26.2.18	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
27	大和紀伊平野農業水利事業(一期)国営東部幹線水路天理暗渠他改修工事(50号トンネル)に伴う権利設定契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 尾崎明久	奈良県橿原市城殿町459番地	H26.3.4	天理教教会本部	奈良県天理市三島町271番地	会計法第29条の3第4項(用地補償)	8,205,590	8,205,590	100.0%	-	公共事業の施行に伴う権利設定に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
28	大和紀伊平野農業水利事業(一期)国営東部幹線水路天理暗渠他改修工事(49号トンネル)に伴う権利設定契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 尾崎明久	奈良県橿原市城殿町459番地	H26.3.5	天理教会会本部	奈良県天理市三島町271番地	会計法第29条の3第4項(用地補償)	2,337,165	2,337,165	100.0%	-	公共事業の施行に伴う権利設定に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
29	大和紀伊平野農業水利事業(一期)国営東部幹線水路天理暗渠他改修工事(49号トンネル)に伴う権利設定契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 尾崎明久	奈良県橿原市城殿町459番地	H26.3.5	天理教会会本部	奈良県天理市三島町271番地	会計法第29条の3第4項(用地補償)	1,588,758	1,588,758	100.0%	-	公共事業の施行に伴う権利設定に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
30	大和紀伊平野農業水利事業(一期)国営東部幹線水路長岡暗渠に係る権利設定契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 尾崎明久	奈良県橿原市城殿町459番地	H26.3.5	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う権利設定に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
31	大和紀伊平野農業水利事業(一期)国営東部幹線水路巻野内暗渠のために必要な土地にかかる権利設定契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 尾崎明久	奈良県橿原市城殿町459番地	H26.3.10	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う権利設定に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
32	大和紀伊平野農業水利事業(二期)団体営曾我川工区曾我川左岸線その4改修工事に伴う土地取得補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 尾崎明久	奈良県橿原市城殿町459番地	H26.3.10	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
33	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀の川左岸支線水路(満屋水路)その1改修工事に伴う土地使用補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 尾崎明久	奈良県橿原市城殿町459番地	H26.3.13	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う土地使用に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
34	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野紀の川左岸支線水路(宮井水路)改修工事に伴う土地使用補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 尾崎明久	奈良県橿原市城殿町459番地	H26.3.19	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う土地使用に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
35	大和紀伊平野農業水利事業(一期)国営東部幹線水路浅古サイホン旧管撤去工事に伴う土地返還に伴う補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 尾崎明久	奈良県橿原市城殿町459番地	H26.3.26	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
36	大和紀伊平野農業水利事業(二期)団体営曾我川工区曾我川左岸線その4改修工事に伴う土地使用補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 尾崎明久	奈良県橿原市城殿町459番地	H26.3.26	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う土地使用に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
37	大和紀伊平野農業水利事業(二期)団体営曾我川工区曾我川左岸線その4改修工事に伴う土地使用補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 尾崎明久	奈良県橿原市城殿町459番地	H26.3.26	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う土地使用に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
38	大和紀伊平野農業水利事業(二期)団体営曾我川工区曾我川左岸線その4改修工事に伴う土地使用補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 尾崎明久	奈良県橿原市城殿町459番地	H26.3.26	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う土地使用に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
39	大和紀伊平野農業水利事業(二期)山田ダム水路(山東支線)海南工区その3改修工事に伴う旧工作物の存置補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 尾崎明久	奈良県橿原市城殿町459番地	H26.3.26	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
40	大和紀伊平野農業水利事業 大和平野地区土地改良事業 大和平野農業用水施設改修工事に伴う補償契約	分任支出負担行為担当 官 近畿農政局大和紀 伊平野農業水利事務所 長 尾崎明久	奈良県橿原市 城殿町459番地	H26.3.31	大和平野土地改良区	奈良県橿原市城 殿町459番地	会計法第29条の3第4 項(用地補償)	8,000,000	8,000,000	100.0%	—	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
41	大和紀伊平野農業水利事業 (二期)団体営曾我川工区曾 我川左岸線その4改修工事 に伴う損失補償契約	分任支出負担行為担当 官 近畿農政局大和紀 伊平野農業水利事務所 長 尾崎明久	奈良県橿原市 城殿町459番地	H26.3.31	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4 項(用地補償)	—	—	—	—	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
42	大和紀伊平野農業水利事業 (二期)団体営曾我川工区曾 我川左岸線その4改修工事 の施工に伴う水道施設の機能 回復補償契約	分任支出負担行為担当 官 近畿農政局大和紀 伊平野農業水利事務所 長 尾崎明久	奈良県橿原市 城殿町459番地	H26.3.31	広陵町水道事業 管理者	奈良県北葛城郡 広陵町大字南郷 583番地1	会計法第29条の3第4 項(用地補償)	4,807,314	4,807,314	100.0%	—	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
43	大和紀伊平野農業水利事業 (二期)団体営曾我川工区曾 我川左岸線その3改修工事 の施工に伴う水道施設の機能 回復補償契約	分任支出負担行為担当 官 近畿農政局大和紀 伊平野農業水利事務所 長 尾崎明久	奈良県橿原市 城殿町459番地	H26.3.31	広陵町水道事業 管理者	奈良県北葛城郡 広陵町大字南郷 583番地1	会計法第29条の3第4 項(用地補償)	5,075,417	5,075,417	100.0%	—	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
44	大和紀伊平野農業水利事業 (二期)団体営御所工区東寺 田線他改修工事に伴うガス 供給施設の移設補償契約	分任支出負担行為担当 官 近畿農政局大和紀 伊平野農業水利事務所 長 尾崎明久	奈良県橿原市 城殿町459番地	H26.3.31	大和ガス株式会社	奈良県大和高田 市旭南町8-36	会計法第29条の3第4 項(用地補償)	2,083,350	2,083,350	100.0%	—	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
45	1~2月分事務所維持管理 費(大和紀伊平野)	分任支出負担行為担当 官 近畿農政局大和紀 伊平野農業水利事務所 長 尾崎明久	奈良県橿原市 城殿町459番地	H26.3.31	大和平野土地改良区	奈良県橿原市城 殿町459番地	会計法第29条の3第4 項(賃貸借契約)	1,350,858	1,350,858	100.0%	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借に付随する分損金であるため随意契約を行うものである。	①口	—

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
46	那賀川(二期)農地防災事業 南岸幹線水路(その6)工事に係る費用負担金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局那賀川農地防災事業所長 山田 和広	徳島県阿南市 日開野町西居内456	H26.1.8	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,249,863	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
47	斐伊川沿岸農業水利事業 右岸配水路その8工事に伴う電気通信設備移転補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局斐伊川沿岸農業水利事業所長 宗岡 一正	島根県出雲市 斐川町荏原105	H26.1.17	西日本電信電話株式会社 島根支店	松江市東朝日町102	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	2,068,470	-	-	事業に係る電気通信設備移転補償契約であり、場所及び相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
48	吉野川下流域農地防災事業 北部幹線水路(大寺工区)建設工事に係る補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 石川 佳市	徳島県板野郡 板野町川端字庄境2-1	H26.1.29	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,876,176	-	-	公共事業の施工に伴う事業損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
49	吉野川下流域農地防災事業 北部幹線水路(松村工区その3・その4)工事に係る土地 売買代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 石川 佳市	徳島県板野郡 板野町川端字庄境2-1	H26.2.3	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	5,563,400	-	-	公共事業の施工に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
50	吉野川下流域農地防災事業 北部幹線水路(松村工区その3・その4)工事に係る土地 売買代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 石川 佳市	徳島県板野郡 板野町川端字庄境2-1	H26.2.3	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	5,390,133	-	-	公共事業の施工に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
51	吉野川下流域農地防災事業 北部幹線水路(松村工区その3・その4)工事に係る土地 売買代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 石川 佳市	徳島県板野郡 板野町川端字庄境2-1	H26.2.3	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	6,213,200	-	-	公共事業の施工に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
52	吉野川下流域農地防災事業 北部幹線水路(松村工区その3・その4)工事に係る土地 売買代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 石川 佳市	徳島県板野郡 板野町川端字庄境2-1	H26.2.3	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,071,200	-	-	公共事業の施工に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
53	吉野川下流域農地防災事業 北部幹線水路(松村工区その3・その4)工事に係る土地 売買代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四 国東部農地防災事務所 長 石川 佳市	徳島県板野郡 板野町川端字 庄境2-1	H26.2.3	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4 項(用地補償)	-	1,096,400	-	-	公共事業の施工に伴う権利の取得 に関して契約を行うものであり、工事 に必要となる土地等の権利者との契 約であり、場所及び契約相手方が特 定されるものであるため。	①口に準ずると認めら れるもの(財務省に個 別に協議し認められた もの)	-
54	吉野川下流域農地防災事業 建設工事他に係る補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四 国東部農地防災事務所 長 石川 佳市	徳島県板野郡 板野町川端字 庄境2-1	H26.2.12	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4 項(用地補償)	-	1,395,558	-	-	公共事業の施工に伴う事業損失補 償に関して契約を行うものであり、工 事に必要となる土地等の権利者との 契約であり、場所及び契約相手方が 特定されるものであるため。	①口に準ずると認めら れるもの(財務省に個 別に協議し認められた もの)	-
55	吉野川下流域農地防災事業 北部幹線水路(川端・檢工 区)建設工事に係る区分地 上権設定代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四 国東部農地防災事務所 長 石川 佳市	徳島県板野郡 板野町川端字 庄境2-1	H26.2.14	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4 項(用地補償)	-	1,079,634	-	-	公共事業の施工に伴う権利の取得 に関して契約を行うものであり、工事 に必要となる土地等の権利者との契 約であり、場所及び契約相手方が特 定されるものであるため。	①口に準ずると認めら れるもの(財務省に個 別に協議し認められた もの)	-
56	吉野川下流域農地防災事業 北部幹線水路(川端・檢工 区)建設工事に係る区分地 上権設定代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四 国東部農地防災事務所 長 石川 佳市	徳島県板野郡 板野町川端字 庄境2-1	H26.2.14	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4 項(用地補償)	-	2,098,411	-	-	公共事業の施工に伴う権利の取得 に関して契約を行うものであり、工事 に必要となる土地等の権利者との契 約であり、場所及び契約相手方が特 定されるものであるため。	①口に準ずると認めら れるもの(財務省に個 別に協議し認められた もの)	-
57	南周防農地整備事業 中山 団地区画整理工事に伴う補 償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局南 周防農地整備事務所長 菊池 由則	山口県熊毛郡 田布施町大字 波野585-1	H26.2.14	中国電力株式会 社 柳井営業所	山口県柳井市古 開作字東条685- 11	会計法第29条の3第4 項(用地補償)	-	5,300,333	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に 関して契約を行うもので、工事に必 要となる土地等の権利者との契約の ため、場所及び契約相手方が特定さ れるものであるため。	①口に準ずると認めら れるもの(財務省に個 別に協議し認められた もの)	-
58	南周防農地整備事業 中山 団地区画整理工事に伴う補 償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局南 周防農地整備事務所長 菊池 由則	山口県熊毛郡 田布施町大字 波野585-1	H26.2.14	中国電力株式会 社 柳井営業所	山口県柳井市古 開作字東条685- 11	会計法第29条の3第4 項(用地補償)	-	3,595,462	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に 関して契約を行うもので、工事に必 要となる土地等の権利者との契約の ため、場所及び契約相手方が特定さ れるものであるため。	①口に準ずると認めら れるもの(財務省に個 別に協議し認められた もの)	-
59	吉野川下流域農地防災事業 北部幹線水路(松村工区そ の3・その4)工事に係る土地 売買代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四 国東部農地防災事務所 長 石川 佳市	徳島県板野郡 板野町川端字 庄境2-1	H26.2.17	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4 項(用地補償)	-	5,102,600	-	-	公共事業の施工に伴う権利の取得 に関して契約を行うものであり、工事 に必要となる土地等の権利者との契 約であり、場所及び契約相手方が特 定されるものであるため。	①口に準ずると認めら れるもの(財務省に個 別に協議し認められた もの)	-

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部署の名称	所在地		商号または名称	住所								
60	香川用水土器川沿岸農業水利事業 吉野幹線水路改修工事に伴う補償金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局香川用水土器川沿岸農業水利事業所長 本間 新哉	香川県丸亀市飯山町川原1114-1 飯山市民総合センター3F	H26.2.26	四国電力株式会社丸亀営業所	香川県丸亀市大手町3丁目2番1号	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,103,032	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
61	南周防農地整備事業 川西・納所団地区画整理工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局南周防農地整備事業所長 菊池 由則	山口県熊毛郡田布施町大字波野585-1	H26.3.3	田布施・平生水道企業団	山口県熊毛郡田布施町大字下田布施3430-2	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,009,040	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる土地等の権利者との契約のため、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
62	中海干拓事業弓浜工区の農業用水確保に伴う土器川維持管理に係る損失補償	支出負担行為担当官 中国四国農政局長 田野井 雅彦	岡山県岡山市北区下石井1-4-1	H26.3.4	境港市	鳥取県境港市上道町3000	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,016,000	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
63	岡山南部農業水利事業 垓樋堰周辺整備工事に伴う補償代	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局岡山南部農業水利事業所長 江間敏介	岡山県総社市中央1-5-35	H26.3.10	中国電力株式会社 倉敷営業所	岡山県倉敷市中庄2293-2	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,123,875	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
64	中海干拓事業本庄工区(上宇部尾埋立地、八束町埋立地)樋管維持管理に係る損失補償	支出負担行為担当官 中国四国農政局長 田野井 雅彦	岡山県岡山市北区下石井1-4-1	H26.3.11	松江市	鳥根県松江市末次町86	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	7,423,000	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
65	南周防農地整備事業 若杉団地区画整理工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局南周防農地整備事業所長 菊池 由則	山口県熊毛郡田布施町大字波野585-1	H26.3.13	中国電力株式会社 柳井営業所	山口県柳井市古開作字東条685-11	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,292,160	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる土地等の権利者との契約のため、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
66	南周防農地整備事業 中山団地区画整理工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局南周防農地整備事業所長 菊池 由則	山口県熊毛郡田布施町大字波野585-1	H26.3.14	株式会社エネルギー・コミュニケーションズ山口支店	山口県山口市小郡下郷812-2	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,578,730	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる土地等の権利者との契約のため、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
67	中海干拓事業彦名、弓浜工区農業用水確保対策に伴う米川用水路維持管理に係る損失補償	支出負担行為担当官 中国四国農政局長 田野井 雅彦	岡山県岡山市北区下石井1-4-1	H26.3.17	米川土地改良区	鳥取県米子市靴町1-160	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	7,840,000	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部署の名称	所在地		商号または名称	住所								
68	中海干拓事業彦名工区調整池工事に係る損失補償	支出負担行為担当官 中国四国農政局長 田野井 雅彦	岡山県岡山市北区下石井1-4-1	H26.3.17	米川土地改良区	鳥取県米子市糞町1-160	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,009,000	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
69	中海干拓事業弓浜工区調整池工事に係る損失補償	支出負担行為担当官 中国四国農政局長 田野井 雅彦	岡山県岡山市北区下石井1-4-1	H26.3.17	米川土地改良区	鳥取県米子市糞町1-160	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	2,224,000	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
70	吉野川下流域農地防災事業河川資源保全施設工事に係る補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 石川 佳市	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	H26.3.19	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	2,811,429	-	-	公共事業の施工に伴う事業損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
71	南周防農地整備事業 中山団地区画整理工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局南周防農地整備事業所長 菊池 由則	山口県熊毛郡田布施町大字波野585-1	H26.3.20	西日本電信電話株式会社 山口支店	山口県山口市熊野町4-5	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	2,399,340	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる土地等の権利者との契約のため、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
72	南周防農地整備事業 大里団地区画整理工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局南周防農地整備事業所長 菊池 由則	山口県熊毛郡田布施町大字波野585-1	H26.3.28	株式会社エネルギー・コミュニケーションズ山口支店	山口県山口市小郡下郷812-2	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,538,402	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる土地等の権利者との契約のため、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
73	南周防農地整備事業 中山団地区画整理工事に伴う補償代金	支出負担行為担当官 中国四国農政局長 田野井雅彦	岡山県岡山市北区下石井1-4-1	H26.3.28	中国電力株式会社 柳井営業所	山口県柳井市古開作字東条685-11	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	21,394,228	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる土地等の権利者との契約のため、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
74	南周防農地整備事業 大里団地区画整理工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局南周防農地整備事業所長 菊池 由則	山口県熊毛郡田布施町大字波野585-1	H26.3.31	西日本電信電話株式会社 山口支店	山口県山口市熊野町4-5	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,664,348	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる土地等の権利者との契約のため、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
75	南周防農地整備事業 御蔵戸団地区画整理工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局南周防農地整備事業所長 菊池 由則	山口県熊毛郡田布施町大字波野585-1	H26.3.31	西日本電信電話株式会社 山口支店	山口県山口市熊野町4-5	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	2,027,680	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる土地等の権利者との契約のため、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
76	南周防農地整備事業 御蔵戸団地区画整理工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局南周防農地整備事業所長 菊池 由則	山口県熊毛郡田布施町大字波野585-1	H26.3.31	西日本電信電話株式会社 山口支店	山口県山口市熊野町4-5	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,994,768	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる土地等の権利者との契約のため、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
77	南周防農地整備事業 木地団地区画整理工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局南周防農地整備事業所長 菊池 由則	山口県熊毛郡田布施町大字波野585-1	H26.3.31	中国電力株式会社 柳井営業所	山口県柳井市古開作字東条685-11	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	2,062,832	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる土地等の権利者との契約のため、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
78	南周防農地整備事業 木地団地区画整理工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局南周防農地整備事業所長 菊池 由則	山口県熊毛郡田布施町大字波野585-1	H26.3.31	中国電力株式会社 柳井営業所	山口県柳井市古開作字東条685-11	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,765,902	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる土地等の権利者との契約のため、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
79	南周防農地整備事業 木地団地区画整理工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局南周防農地整備事業所長 菊池 由則	山口県熊毛郡田布施町大字波野585-1	H26.3.31	中国電力株式会社 柳井営業所	山口県柳井市古開作字東条685-11	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,748,422	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる土地等の権利者との契約のため、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
80	南周防農地整備事業 木地団地区画整理工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局南周防農地整備事業所長 菊池 由則	山口県熊毛郡田布施町大字波野585-1	H26.3.31	中国電力株式会社 柳井営業所	山口県柳井市古開作字東条685-11	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	2,338,338	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる土地等の権利者との契約のため、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
81	南周防農地整備事業 木地団地区画整理工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局南周防農地整備事業所長 菊池 由則	山口県熊毛郡田布施町大字波野585-1	H26.3.31	中国電力株式会社 柳井営業所	山口県柳井市古開作字東条685-11	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,628,556	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる土地等の権利者との契約のため、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
82	南周防農地整備事業 川西・納所団地区画整理工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局南周防農地整備事業所長 菊池 由則	山口県熊毛郡田布施町大字波野585-1	H26.3.31	中国電力株式会社 柳井営業所	山口県柳井市古開作字東条685-11	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,452,771	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる土地等の権利者との契約のため、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
83	南周防農地整備事業 川西・納所団地区画整理工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局南周防農地整備事業所長 菊池 由則	山口県熊毛郡田布施町大字波野585-1	H26.3.31	中国電力株式会社 柳井営業所	山口県柳井市古開作字東条685-11	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,503,516	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる土地等の権利者との契約のため、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
84	南周防農地整備事業 川西・納所団地区画整理工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局南周防農地整備事業所長 菊池 由則	山口県熊毛郡田布施町大字波野585-1	H26.3.31	中国電力株式会社 柳井営業所	山口県柳井市古開作字東条685-11	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	7,801,441	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる土地等の権利者との契約のため、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
85	南周防農地整備事業 御蔵戸団地区画整理工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局南周防農地整備事業所長 菊池 由則	山口県熊毛郡田布施町大字波野585-1	H26.3.31	中国電力株式会社 柳井営業所	山口県柳井市古開作字東条685-11	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	5,322,263	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる土地等の権利者との契約のため、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
86	南周防農地整備事業 中山団地区画整理工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局南周防農地整備事業所長 菊池 由則	山口県熊毛郡田布施町大字波野585-1	H26.3.31	中国電力株式会社 柳井営業所	山口県柳井市古開作字東条685-11	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	4,707,858	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる土地等の権利者との契約のため、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
87	南周防農地整備事業 大里団地区画整理工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局南周防農地整備事業所長 菊池 由則	山口県熊毛郡田布施町大字波野585-1	H26.3.31	中国電力株式会社 柳井営業所	山口県柳井市古開作字東条685-11	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	5,347,298	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる土地等の権利者との契約のため、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
88	徳之島用水(一期)農業水利事業徳之島ダム試験湛水の実施に伴う減電補償	分任支出負担行為担当官 九州農政局徳之島用水農業水利事業所長 浅田 務	鹿児島県大島郡天城町天城1151-1	H26.1.7	九州電力株式会社	鹿児島県鹿児島市与次郎2-6-16	会計法第29条の3第4項(用地補償)	1,095,335	1,095,335	100.0%	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
89	筑後川下流左岸農地防災事業下久末線(垂見南工区)工事に伴う電気工作物移設補償 電気工作物移設 1式	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長 後田靖広	福岡県久留米市津福今町472-31	H26.1.16	九州電力株式会社 大牟田営業所	福岡県大牟田市不知火町2-9-20	会計法第29条の3第4項(用地補償)	1,130,269	1,130,269	100.0%	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
90	西諸(二期)農業水利事業大沢津水管橋工事に伴う電気通信設備の移転補償 電気工作物移設 1式	分任支出負担行為担当官 九州農政局西諸農業水利事業所長 橋本晃	宮崎県小林市堤3020-5	H26.1.20	西日本電信電話株式会社宮崎支店	宮崎県宮崎市広島1-5-3	会計法第29条の3第4項(用地補償)	1,173,800	1,173,800	100.0%	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
91	筑後川下流左岸農地防災事業中木屋2号線(小四郎下流工区)工事に伴う事業損失補償 建物等事業損失 1式	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長 後田靖広	福岡県久留米市津福今町472-31	H26.1.31	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
92	筑後川下流左岸農地防災事業昭代4号線(吉原工区)工事に伴う電気工作物移設補償 電気工作物移設 1式	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長 後田靖広	福岡県久留米市津福今町472-31	H26.2.13	九州電力株式会社 大牟田営業所	福岡県大牟田市不知火町2-9-20	会計法第29条の3第4項(用地補償)	1,302,736	1,302,736	100.0%	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
93	筑後川下流左岸農地防災事業大溝線(西の前下流工区)工事に伴う電気工作物移設補償 電気工作物移設 1式	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長 後田靖広	福岡県久留米市津福今町472-31	H26.2.13	九州電力株式会社 福岡お客さまセンター久留米営業所	福岡県久留米市原古賀町30-6	会計法第29条の3第4項(用地補償)	1,033,835	1,033,835	100.0%	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
94	筑後川下流左岸農地防災事業昭代2号線(一木工区)工事に伴う電気工作物移設補償 電気工作物移設 1式	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長 後田靖広	福岡県久留米市津福今町472-31	H26.2.13	九州電力株式会社 福岡お客さまセンター久留米営業所	福岡県久留米市原古賀町30-6	会計法第29条の3第4項(用地補償)	1,328,796	1,328,796	100.0%	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
95	筑後川下流左岸農地防災事業中木屋1号線(四ヶ所工区)工事に伴う電気工作物移設補償 電気工作物移設 1式	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長 後田靖広	福岡県久留米市津福今町472-31	H26.2.13	九州電力株式会社 福岡お客さまセンター久留米営業所	福岡県久留米市原古賀町30-6	会計法第29条の3第4項(用地補償)	2,427,620	2,427,620	100.0%	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
96	西諸(一期)農業水利事業浜ノ瀬ダム建設工事に伴う建物等物件移転補償金一式	分任支出負担行為担当官 九州農政局西諸農業水利事業所長 橋本晃	宮崎県小林市堤3020-5	H26.2.14	宗教法人山之神社	宮崎県小林市東方6005	会計法第29条の3第4項(用地補償)	13,509,900	13,509,900	100.0%	-	公共工事の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
97	筑後川下流左岸農地防災事業昭代1-1号線(郷原工区)工事に伴う電気工作物移設補償 電気工作物移設 1式	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長 後田靖広	福岡県久留米市津福今町472-31	H26.2.14	九州電力株式会社 福岡お客さまセンター久留米営業所	福岡県久留米市原古賀町30-6	会計法第29条の3第4項(用地補償)	1,935,194	1,935,194	100.0%	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
98	筑後川下流左岸農地防災事業田川城島4号線(北ノ浦下流工区)工事に伴う電気工作物移設補償 電気工作物移設 1式	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長 後田靖広	福岡県久留米市津福今町472-31	H26.2.17	九州電力株式会社 福岡お客さまセンター久留米営業所	福岡県久留米市原古賀町30-6	会計法第29条の3第4項(用地補償)	3,796,468	3,796,468	100.0%	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
99	筑後川下流左岸農地防災事業大溝線(西の前下流工区)工事に伴う有線放送設備移設等工事補償 有線放送設備移設 1式	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長 後田靖広	福岡県久留米市津福今町472-31	H26.2.17	大木町	福岡県三潁郡大木町大字八町牟田255-1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	1,437,450	1,437,450	100.0%	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
100	筑後川下流左岸農地防災事業岩神線(白鳥工区)工事に伴う電気工作物移設補償 電気工作物移設 1式	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長 後田靖広	福岡県久留米市津福今町472-31	H26.2.25	九州電力株式会社 大牟田営業所	福岡県大牟田市不知火町2-9-20	会計法第29条の3第4項(用地補償)	2,624,263	2,624,263	100.0%	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
101	筑後川下流左岸農地防災事業田川城島3号線(上青木工区)工事に伴う電気工作物移設補償 電気工作物移設 1式	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長 後田靖広	福岡県久留米市津福今町472-31	H26.2.25	九州電力株式会社 福岡お客さまセンター久留米営業所	福岡県久留米市原古賀町30-6	会計法第29条の3第4項(用地補償)	2,769,668	2,769,668	100.0%	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
102	筑後川下流左岸農地防災事業昭代1号線(島田工区)工事(1、2工区)に伴う電気工作物移設補償 電気工作物移設 1式	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長 後田靖広	福岡県久留米市津福今町472-31	H26.2.25	九州電力株式会社 福岡お客さまセンター八女営業所	福岡県八女市本町字矢原町東裏467	会計法第29条の3第4項(用地補償)	1,226,939	1,226,939	100.0%	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
103	筑後川下流左岸農地防災事業西浜武線(吉原北工区)工事に伴う電気工作物移設補償 電気工作物移設 1式	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長 後田靖広	福岡県久留米市津福今町472-31	H26.3.4	九州電力株式会社 大牟田営業所	福岡県大牟田市不知火町2-9-20	会計法第29条の3第4項(用地補償)	1,495,718	1,495,718	100.0%	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
104	筑後川下流左岸農地防災事業下久末線(六合南工区)工事に伴う電気通信設備移転等工事補償 電気通信設備移設 1式	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長 後田靖広	福岡県久留米市津福今町472-31	H26.3.4	西日本電信電話株式会社 福岡支店	福岡県福岡市博多区博多駅東3-2-28	会計法第29条の3第4項(用地補償)	2,670,477	2,670,477	100.0%	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
105	西諸(二期)農業水利事業山中ファームボンド工事に伴う土地代金 1式	分任支出負担行為担当官 九州農政局西諸農業水利事業所長 橋本晃	宮崎県小林市堤3020-5	H26.3.7	個人情報非公開	個人情報非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
106	筑後川下流左岸農地防災事業昭代5号(南浜武工区)工事に伴う電気工作物移設補償 電気工作物移設 1式	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長 後田靖広	福岡県久留米市津福今町472-31	H26.3.11	九州電力株式会社 大牟田営業所	福岡県大牟田市不知火町2-9-20	会計法第29条の3第4項(用地補償)	2,378,562	2,378,562	100.0%	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
107	浜ノ瀬ダム付替市道(1工区)工事に伴う電気通信設備の移転補償 電気工作物移設 1式	分任支出負担行為担当官 九州農政局西諸農業水利事業所長 橋本晃	宮崎県小林市堤3020-5	H26.3.20	西日本電信電話株式会社 宮崎支店	宮崎県宮崎市広島1-5-3	会計法第29条の3第4項(用地補償)	1,332,700	1,332,700	100.0%	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
108	筑後川下流左岸農地防災事業岩神線(徳益工区)工事に伴う事業損失補償金1式	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長 後田靖広	福岡県久留米市津福今町472-31	H26.3.24	宗教法人中山身語正宗 法恩山昭玄寺	福岡県柳川市三橋町垂見1193、1194合併1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	3,096,100	3,096,100	100.0%	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
109	筑後川下流左岸農地防災事業大溝線(福岡工区)工事に伴う事業損失補償1式	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長 後田靖広	福岡県久留米市津福今町472-31	H26.3.31	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
110	筑後川下流左岸農地防災事業下久末線(六合南工区)工事に伴う電気通信設備移転等工事補償 電気通信設備移設 1式	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長 後田靖広	福岡県久留米市津福今町472-31	H26.3.31	西日本電信電話株式会社 福岡支店	福岡県福岡市博多区博多駅東3-2-28	会計法第29条の3第4項(用地補償)	1,583,293	1,583,293	100.0%	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
111	別府森林事務所他増改築工事 高知県香美市物部町 平成26年1月15日～平成26年3月20日 解体撤去工事一式、建築主体工事一式外	分任支出負担行為担当官 高知中部森林管理署長 田村和嘉男	高知県香美市物部町大栃1539	H26.1.15	株式会社田邊工務店	高知県吾川郡いの町枝川652-24	予決令第102条の4第4号ニ(有利随意契約)	14,983,500	14,490,000	96.7%	—	当該工事については、建物の構造上からの増築方法に係る検討も含め設計に時間を要し、工事関係の準備が当初計画よりも遅れたこと、平成26年4月から増改築した事務所を使用する予定であること及び工期が約2ヶ月程度必要である中で、入札に付すると公告期間等に約40日を要し、平成25年度内完成に要する工期を確保することが困難となり、早急に契約を締結しなければ契約する機会を失うため。	③ロ	—
112	治山災害復旧調査業務(椋葉地区) 宮崎県東臼杵郡美郷町 平成26年1月20日～平成26年2月10日 調査業務	支出負担行為担当官 九州森林管理局長 川端省三	熊本県熊本市西区京町本丁2-7	H26.1.20	国土防災技術株式会社 熊本支店	熊本県熊本市東区健軍3-38-11	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	2,921,100	2,887,500	98.8%	—	平成26年1月9日、国有林内において山腹崩壊性土すべりが確認され、今後、更に崩壊が進み下流域の人家や県道等に被害を及ぼすおそれがあることから、早急に治山対策を講ずる必要があるため。	③イ	—
113	池田・徳島森林事務所増改築工事 徳島県三好市池田町 平成26年2月8日～平成26年3月25日 解体撤去工事一式、建築主体工事一式外	分任支出負担行為担当官 徳島森林管理署長 堀幸夫	徳島県徳島市川内町鶴島239-1	H26.2.7	丸浦工業株式会社	徳島県三好市池田町シンマチ1466	予決令第102条の4第4号ニ(有利随意契約)	9,781,713	9,660,000	98.7%	—	当該工事については、建物の構造上からの増築方法に係る検討も含め設計に時間を要し、工事関係の準備が当初計画よりも遅れたこと、平成26年4月から増改築した事務所を使用する予定であること及び工期が約2ヶ月程度必要である中で、入札に付すると公告期間等に約40日を要し、平成25年度内完成に要する工期を確保することが困難となり、早急に契約を締結しなければ契約する機会を失うため。	③ロ	—
114	平成26年度一般会計予算書外の印刷製造	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 長谷川博章	千代田区霞が関1-2-1	H26.1.8	独立行政法人国立印刷局	港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項(官報等の印刷等)	—	8,253,502	—	—	予算書の印刷製造を行っているのは(独)国立印刷局以外になく、競争を許さないため(財務大臣通知1(2)①のハに該当するため)。	①ハ	—
115	平成25年度足寄地区狩猟監視委託業務 延べ80人工(2人1組)	分任支出負担行為担当官 十勝東部森林管理署長 横山誠二	足寄郡足寄町北3条2丁目3-1	H26.1.9	一般社団法人北海道猟友会 足寄支部	足寄郡足寄町西町6丁目1-40	会計法第29条の3第4項(特定情報)	—	1,456,350	—	—	本業務は、エゾシカ狩猟期間中の一般入林者等の安全確保や狩猟者のマナーの向上に資するために実施するものであり、監視業務に従事する者はエゾシカの習性や銃刀法など狩猟に係る法令等を熟知した狩猟免許を有した者の配置が必要である。また、円滑な業務の実施のため当該地区の林地等地理的条件を熟知した者が適任である。このため、有害鳥獣駆除等で当該地区のシカの生息状況等に精通している北海道猟友会足寄支部に限定されるため	①ニ(ハ)	—

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部署の名称	所在地		商号または名称	住所								
116	危険木伐倒整理事業 6本	分任支出負担行為担当 官 福岡県福岡市 早良区百道1- 16-29 福岡県森林管理署長 森隆繁	福岡県福岡市 早良区百道1- 16-29	H26.1.28	株式会社MC河津	大分県日田市大 山町東大山622	会計法第29条の3第4 項(緊急随意契約)	-	1,113,000	-	-	観光道にもなっている村道に隣接す るスギ(樹高約35m)が先端から約 10m部分に腐れが発見され、今後、 折損落下する恐れがあり、村道を通 行する車両に危険をおよぼすことか ら早急に取り除く必要があるため。	③イ	-
117	南部西乗地区車両系建設機 械チャーター単価契約 バックホウ外 195時 間	分任支出負担行為担当 官 関東森林管理局 山梨森林管理事務所長 市川裕子	山梨県甲府市 宮前町7-7	H26.2.20	佐野藤建設株式 会社	静岡県富士宮市 上条1540-1	会計法第29条の3第4 項(緊急随意契約)	-	1,997,100	-	-	平成26年2月14～15日にかけての記 録的大雪により上佐野地区が孤立 し、通行不能となっているため、上佐 野国有林において事業実施中の佐 野藤建設(株)の重機を活用して、早 急な除雪が必要なため	③イ	単価契約
118	伊豆地区車両系建設機 械チャーター単価契約 バックホウ外 170時 間	分任支出負担行為担当 官 伊豆森林管理署長 植松保夫	静岡県伊豆市 牧之郷546-5	H26.2.27	小野建設株式会 社	静岡県三島市谷 田60-3	会計法第29条の3第4 項(緊急随意契約)	-	1,618,050	-	-	平成26年2月8日と14日に関東地方 の記録的大雪により林道が通行不 能となっており、山間居住域における 産業等に甚大な被害を受けている。 早急に林道を開通復旧させる必要が あるため。	③イ	単価契約
119	衛星電話端末本体及び衛星 電話付属品 衛星電話3式1ほか	支出負担行為担当官 中部森林管理局長 鈴木 信哉	長野県長野市 大字栗田715 -5	H26.2.26	株式会社エヌ・ ティ・ティ・ドコモ長 野支店	長野県長野市上 千歳町1112-1	会計法第29条の3第4 項(特定情報)	-	1,891,890	-	-	管内国有林は標高差が大きく複雑な 地形であるため、通信が可能なエリ アまで迅速に移動できる車載型衛星 電話が非常時の対応として必要であ る。また、既存の車載アンテナを使用 できるワイドスターⅡの取扱い店は NTTドコモのみであることから、同支 店と随意契約とした。	①ニ(ハ)	-
120	有峰森林特区真川線負担金 調停番号25031869-00 一式	分任支出負担行為担当 官 富山森林管理署長 加藤昭広	富山県富山市 黒崎字塚田割 591-2	H26.2.26	富山県出納長	富山県富山市総 曲輪1-7	会計法第29条の3第4 項(法令等の規定)	-	1,576,303	-	-	「富山県林道真川線の維持管理及 び使用に関する協定書」(平成9年4 月1日締結)第3条の負担金の支出に 関する扱いによる。	①イ(ニ)	-
121	御岳御殿野林道ほか緊急除 雪建設機械借上げ ホイールローダ220Hほか	分任支出負担行為担当 官 木曾森林管理署長 高嶋伸二	長野県木曾郡 上松町正島町 1-4	H26.3.6	株式会社吉澤組	長野県駒ヶ根市上 穂栄町18-6	会計法第29条の3第4 項(緊急随意契約)	-	4,905,967	-	-	2月14日からの記録的な大雪により、 長野県内の道路等で通行止め等の 被害が発生した。国有林内において も大雪により事業に多大の支障が生 じたことから、緊急に林道の確保を 図るため緊急随意契約した。	③イ	-

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
122	建設機械借上バックホウ (0.40m3)63時間外	分任支出負担行為担当 官 大分西部森林管理署長 入口了	大分県日田市 中城町1-1	H26.3.4	久大林産株式会社	大分県玖珠郡九重町大字野上 3452	会計法第29条の3第4 項(緊急随意契約)	—	1,333,500	—	—	平成26年2月の大雪により発生した、 多数の倒木等が林道を鬱ぎ通行不 能となったため、早急に林道の通行 を復旧する必要があるため。	③イ	単価契約